

## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：金融商品取引法  
規制の名称：大量保有報告制度の見直し  
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局：金融庁企画市場局企業開示課  
評価実施時期：令和2年7月17日

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時、大量保有報告制度における以下の制度は、規制の趣旨に鑑みて過剰であるとしていたところ、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。

ア. 上場企業は、5%超の自己株式を保有する都度、大量保有報告書や、その後の変更報告書を提出する必要がある。

イ. 変更報告書を提出する者は、「短期間に大量の株券等を譲渡したものとして政令で定める基準」に該当する場合には、譲渡した株券等が僅少である場合も含めて、最近60日間のすべての譲渡についてその「相手方及び対価に関する事項」として譲渡先の氏名・名称を変更報告書に記載する必要がある（短期大量譲渡報告）。

ウ. 大量保有報告書及び変更報告書は、提出事由が生じた日から、5営業日以内に提出しなければならないが、さらに、大量保有報告書又は変更報告書の提出日の前日までに、新たな提出事由が生じた場合には、当該新たな提出事由に係る変更報告書について、当初の提出事由に係る大量保有報告書又は変更報告書と同時に提出しなければならない（同時提出義務）。

当該「同時提出義務」を踏まえ、大量保有報告書等の提出者は、提出日の前日に、時差が存在する海外子会社等を含む共同保有者の分についてまで、株券等の保有状況を確認した上で、変更報告書の提出を行う必要がある。

エ. 大量保有報告書等の提出者は、EDINETを通じて当該書類が公衆縦覧に供されている場合であ

っても、当該書類の写しを発行者に送付しなければならないこととされている。

## ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時、前記ア. からエ. の制度は、規制の趣旨に鑑みて過剰であるとしていたが、当該規制緩和後も、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特になく、当該規制緩和がなされなかった場合は、同様に、規制の趣旨に鑑みて過剰である状態が継続していたものと考えられる。

## ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現はなく、前記ア. からエ. の制度は規制の趣旨に鑑みて過剰であるから、当該規制緩和の必要性は認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、前記ア. からエ. の制度の以下の遵守費用の減少が想定されていた。  
ア. 株券等保有割合の算出の分子に自己株式を含んだ場合に株券等保有割合が5%を超えているが、自己株式を除外した場合に株券等保有割合が5%以下になる保有者は、改正前の制度下では、大量保有報告書等を提出しなければならないが、本件規制緩和後は、大量保有報告書等の提出が

不要となるため、大量保有報告書等の提出に要する費用が減少する。

イ。「短期間に大量の株券等を譲渡したものとして政令で定める基準」に該当する場合には、改正前の制度下では、その「相手方及び対価に関する事項」を変更報告書に記載しなければならないが、本件規制緩和後は、「相手方に関する事項」から、「僅少な株式の譲渡先」に関する事項を除外するため、変更報告書における記載事項が減少し、変更報告書の提出に要する費用が減少する。

ウ。大量保有報告書等の提出日の前日までに、新たな提出事由が生じた場合には、本件規制緩和後は、当該新たな提出事由に基づく報告書は、新たな提出事由が生じた日から5営業日以内に提出すれば足りることとなるため、保有状況の確認など変更報告書の提出に必要な準備を行うための期間が確保でき、当該準備を極端に短期間で行うために要する費用が減少する。

エ。大量保有報告書等の提出者は、改正前の制度下では、当該書類の写しを発行者に送付しなければならないが、本件規制緩和後は、EDINET を通じて大量保有報告書等の提出の手続を行った場合、当該書類の写しを発行者に送付する必要はないため、写しの送付に要する費用が減少する。なお、当庁が、大量保有報告書等の提出件数が多い複数の金融機関に対してヒアリングを行ったところでは、大量保有報告書等1通を作成し提出するのに必要な費用として平均約39,000円、変更報告書（短期大量譲渡）における「相手方に関する事項」のうち「僅少な株式の譲渡先」に関する事項を記載することによる変更報告書の提出に要する費用は、平均約15,000円、大量保有報告書等の写しを作成し、発行者に送付する費用（所与の件費等を含む）は、平均約2,800円であった。また、当該ヒアリングに基づき当庁が一定の条件の下で推算したところ、同時提出義務に対応するために必要な費用のうち、少なくとも人件費については、平均約2,300円となった。そのため、前記ア. に関する本件規制緩和により、提出が不要となった大量保有報告書等1通あたりにつき、平均約39,000円の遵守費用が減少していると推計される。前記イ. に関する本件規制緩和により、変更報告書（短期大量譲渡）1通あたりにつき、平均約15,000円の遵守費用が減少していると推計される。また、前記ウ. に関する本件規制緩和により、同時提出義務に対応する必要がなくなったことから、大量保有報告書等1通あたり少なくとも、平均約2,300円の遵守費用が減少していると推計される。前記エ. に関する本件規制緩和により、発行者への写しの作成・送付が不要になったことから、大量保有報告書等1通あたりにつき、平均約2,800円の遵守費用が減少していると推計される。

## ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、前記ア. についての本件規制緩和に係る行政費用に関し、自己株式に係る大量保有報告書等の提出がなくなることにより、大量保有報告書等の提出数が減少することが見込まれるため、報告書の受理に要する費用が減少すると想定されていた。

また、前記イ. ウ. 及びエ. の制度については、特段の行政費用は発生しない。

事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績の乖離は生じていない。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、乖離がある場合、その理由を記載する。

本件規制緩和により、自己株式に係る大量保有報告書等の提出が不要となることや変更報告書の記載事項が減少したこと等により、規制の趣旨に鑑みて過剰な状態が解消され、事前評価時に想定されたとおりの効果が発生している。

なお、前記ア. について、当該規制緩和の前年である平成 26 年の 1 年間に提出された大量保有報告書等について調査したところ、前記ア. に関する規制緩和があれば提出を要しなかった大量保有報告書等は同提出件数の約 2.3%を占めた。前記イ. について、平成 26 年の 1 年間に提出された変更報告書（短期大量譲渡）のうち、無作為に 5分の1を抽出して調査したところ、前記イ. に関する規制緩和があれば、前記イ. の記載事項の記載を要しなかった変更報告書の件数は変更報告書（短期大量譲渡）のうち約 13.3%を占めた。前記ウ. について、昨年 1 年間に提出された変更報告書（特例報告を除く）について調査したところ、前記ウ. に関する規制緩和により当初の大量保有報告書等と同時の提出が不要となった変更報告書は上述の変更報告書のうち約 15.1%を占めた。前記エ. について、昨年 1 年間に提出された大量保有報告書等について調査したところ、前記エ. に関する規制緩和により発行者に対して写しを送付しなかった大量保有報告書等の件数はその全件であった。

以上の調査結果をまとめると、前記ア. からエ. について以下のような効果が生じている。

ア. 本件規制緩和前に提出された大量保有報告書等のうち約 2.3%について、提出が不要となった。

イ. 本件規制緩和前に提出された変更報告書（短期大量譲渡）のうち、約 13.3%について記載事項が不要となった。

ウ. 本件規制緩和により、提出された変更報告書のうち、約 15.1%について、当初の大量保有報告書等と同時の提出が不要となった。

エ. 本件規制緩和により、提出された大量保有報告書等の全件について、当該書類の写しの送付が不要となった。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本件規制緩和により、自己株式に係る大量保有報告書等の提出が不要となることや変更報告書における記載事項が減少したこと等により、規制の趣旨に鑑みて過剰な状態が解消されていると考えられ、事前評価時に予測した便益とかい離はない。

前記ア. からエ. の便益を金銭価値化すると、以下のとおりである。

ア. 前記⑥のとおり、本件規制緩和により提出が不要となった大量保有報告書等は、本件規制緩和がなかったと想定する場合の全体数の約 2.3%と考えられる。平成 28 年から令和元年までの、本件規制緩和がなかったと推定した場合の大量保有報告書等の年間提出件数の平均である約 10,000 件の約 2.3%、すなわち約 230 件について提出が不要となったものと推計される。そして、前記④のとおり、大量保有報告書等 1 通あたり、作成及び提出に要する費用は平均約 39,000 円であるから、年間にして、約 8,970,000 円（遵守費用（約 39,000 円）×効果（約 230 件））の便益が発生したと推計される。

イ. 前記⑥のとおり、本件規制緩和により記載事項が減少した変更報告書（短期大量譲渡）は、全体の約 13.3%と考えられるところ、平成 28 年から令和元年までの、変更報告書（短期大量譲渡）の年間提出件数の平均である約 250 件の約 13.3%、すなわち約 33 件の変更報告書（短期大量譲渡）の記載事項が減少したと考えられる。そして、前記④のとおり、当該記載事項の作成に要する費用は平均約 15,000 円であるから、年間にして約 495,000 円（遵守費用（約 15,000 円）×効果（約 33 件））の便益が発生したと推計される。

ウ. 前記⑥のとおり、本件規制緩和により当初の大量保有報告書等と同時の提出が不要となった変更報告書は、全体の約 15.1%と考えられるところ、平成 28 年から令和元年までの、変更報告書の年間提出件数の平均である約 4,100 件の約 15.1%、すなわち約 619 件の変更報告書が、当初の大量保有報告書等と同時の提出が不要となったと考えられる。そして、前記④のとおり、かかる同時提出義務に対応するための費用は平均約 2,300 円であるから、年間にして約 1,423,700 円（遵守費用（約 2,300 円）×効果（約 619 件））の便益が発生したと推計される。

エ. 前記⑥のとおり、本件規制緩和により提出された大量保有報告書等の全件について、当該書類の写しの発行者への送付が不要となったところ、平成 28 年から令和元年までの、大量保有報告書等の年間提出件数の平均である約 9,800 件について提出が不要となったものと推計される。そして、前記④のとおり、大量保有報告書等 1 通あたり、写しの作成及び送付に要する費用は平均約 2,800 円であるから、年間にして、約 27,440,000 円（遵守費用（約 2,800 円）×効果（約 9,800 件））の便益が発生したと推計される。

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

当該制度に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

## 3 考察

### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本件規制緩和により、事前評価時の想定どおり、遵守費用及び行政費用は減少している一方、自己株式に係る大量保有報告書等の提出が不要となることや変更報告書における記載事項が減少したこと等の便益が発生している。また、間接的な影響も特段見受けられない。よって、本件に係る特段の見直しは不要であると考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。